

## 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月7日

坂東市長 吉原 英一

### 1 対象工事

(1) 工事名称 26国補防交第1号-1 天神橋下部工事

(2) 工事場所 坂東市 矢作 地内

(3) 工事概要 橋梁下部工事

コンクリートブロック張工 A=333 m<sup>2</sup>

護床ブロック工 N=78 個

橋台工 N=2 基

仮栈橋工 N=1 式

旧橋撤去工 N=1 式

鋼矢板（Ⅲ型、L=11.5m） N=74 枚

(4) 工事期間 契約締結の翌日から平成27年3月25日まで

2 予定価格 金95,500,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 発注形態 単体発注

### 4 入札参加資格

当該工事の入札参加資格は、次の要件を満たしている者とする。

(1) 平成25・26年度坂東市一般競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登載され、A等級以上の資格を有する者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に定める土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けている者であり、法に基づき設置された本店を茨城県内に有する者であること。

(4) 政令第167条の4の規定に該当していない者であること。

(5) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年坂東市訓令第47号）

に基づく指名停止措置を公告の日から入札を執行する日までの間いずれの日にも受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 第1項に記載した工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 次の施工実績を有する者であること。

過去10年間に、本工事と同種の工事を元請け（単独又は共同企業体の代表構成員としての実績に限る。）として受注し、CORINSに登録後、完成・引渡し完了した実績があること。

なお、「同種の工事」とは、国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は市区町村発注の道路橋（歩道橋を含む。）の橋台又は橋脚の工事のことをいう。

(10) 法第19条の2に規定する現場代理人を配置する場合は、当該工事現場に常駐させること。

(11) 法第26条に規定する監理技術者を専任として配置すること。監理技術者は現場代理人と兼務することができる。

なお、配置する監理技術者は次の①から③までの基準を満たすものであること。

①監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者

②資格審査申請のあった日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者

③過去10年間に、(9)に掲げる工事の施工経験を有する者

(12) 国税、地方税の未納がないこと。（落札業者は契約締結時に納税証明書を提出すること。）

(13) 本年度において本市の一般競争入札で既に2工事を落札した者でないこと。

## 5 入札参加資格の確認

この競争入札の参加希望者は、前項の(1)から(13)までに掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類（競争参加資格確認資料。以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。期日までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参

加することができない。

(1) 申請書に添付する資料は、次のものとする。

①一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）

②現場代理人・技術者等配置予定表（様式第3号）及び関連添付書類

様式中、技術者等の経歴書は過去10年以内とし前項4の(11)③に規定する内容を作成する。

③施工実績表（様式第4号）及び工事实績のわかる書類

会社の施工実績で、過去10年以内で同種の工事を主に作成する。

④直近の経営事項審査結果通知書の写し

⑤返信用封筒（82円切手貼付）

(2) 申請書等の提出について

①提出期日 平成26年10月16日（木曜日）及び10月17日（金曜日）

午前9時から午後4時まで

②提出場所 坂東市岩井4365番地 坂東市企画部管財課（坂東市役所岩井庁舎第2分庁舎1階）（申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参する。）

(3) 審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。また、有資格者と認めた者には一般競争入札参加資格証を交付する。

通知期日 平成26年10月21日（火曜日）付け郵送による。

(4) 無資格となった者は、上記の通知を受けた後、平成26年10月23日（木曜日）までにその理由について書面（ファックス可）により説明を求めることができる。

回答は書面をもって行う。

(5) その他

①申請書及び資料は、入札公告日から平成26年10月16日（木曜日）まで配布する。

②提出された申請書及び資料は返却しない。

③競争参加資格確認資料作成説明会は行わない。

④提出期日以降の申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。

⑥提出された申請書及び資料は、本市における競争入札参加資格の確認以外に無断で使用することはしないものとする。

⑦申請書及び資料に関する問合せ先は、坂東市 企画部 管財課とする。

(電話番号 0297(35)2121 内線1242)

6 現場説明会

行わない。

7 設計図書の配布及び質疑・回答

(1) 配布期間及び場所

①期 間 入札公告日から平成26年10月16日(木曜日)まで  
(土・日曜日・祝日を除く。)

②時 間 午前9時から午後4時まで

③場 所 坂東市 企画部 管財課

(2) 設計図書の配布

設計図書の配布については、1業者について原則として1回を限度とし、配布申請書に必要事項を記入すること。配布を受けるに当たってはコンパクトディスク等の電子媒体に電子ファイルとして記録したものの配布を行うので、必ず空の「CD-R」1枚を持参すること。

なお、配布した設計図書は、一般競争入札参加のための資料であり、他の用途での使用や転用及び他者への提供を禁止する。

(3) 設計図書等に関する質疑は、次のとおりとする。

①期 日 平成26年10月23日(木曜日)

②時 間 午前9時から正午まで

③方 法 別紙指定様式により、電子データ(ワードファイル)で作成したものを「Eメール」にて送信する。

④送信先 坂東市都市建設部道路課

Eメールアドレス: douro@city.bando.ibaraki.jp

(4) 設計図書等の質疑に関する回答は、次のとおりとする。

①期 日 平成26年10月27日(月曜日)

②方 法 入札参加者あて、「Eメール」にて回答する。

8 最低制限価格の有無

有

9 建設リサイクル法

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付け

られた工事である。

## 10 入札方法

### (1) 郵便による入札

① 郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかとする。持参した入札書は受け付けない。

(2) 宛先 〒306-0699 岩井郵便局留 坂東市役所 企画部管財課 宛

① 郵便入札用封筒は二重封筒とする。

② 郵送用封筒（外封筒）の表面には「入札書在中」と朱書きし、裏面には工事名、開札日時、差出人の住所、会社名、代表者氏名を必ず記入すること。

③ 入札書及び工事費内訳書は、市所定のものにより作成すること。

④ 入札書及び工事費内訳書は、一緒に内封筒に入れ、封かんし、「一般競争入札参加資格証」及び「誓約書」を郵送用封筒に同封して郵送すること。

(3) 到着期限 平成26年11月5日（水曜日）までに岩井郵便局に到着すること。

① 期限までに届かない場合は無効とする。

② 入札書の日付は開札日とする。

(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、坂東市契約規則（平成20年坂東市規則第8号）及び坂東市一般競争入札参加要綱（平成17年坂東市告示第19号）の関係各条項を遵守すること。

(5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為をしないこと。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(7) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(8) 落札者の決定は、予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の申込者とする。

(9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、当該入札をした者全員が立ち会っている場合は、直ちにくじを引かせて落札者を定める。

## 1 1 工事費内訳書の提出の有無

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額の根拠となる市所定の工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。なお、同内訳書は返却しない。

## 1 2 開札の日時及び場所

- ①日 時 平成26年11月6日(木曜日) 午前10時
- ②場 所 坂東市岩井4383番地5 坂東市役所岩井庁舎南会議室
- ③立 会 開札への立会いを希望する者はこれを認める。(代理人の場合は、立会人委任状を持参すること。)ただし、立会いを希望する者がいないときは入札事務に関係のない職員2人以上を開札に立ち合わせる。

## 1 3 契約書の要否

要する。

## 1 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する。

落札者は、請負代金額の10分の1以上の額で次のいずれかの保証に付すこと。

- ①契約保証金の納付
- ②契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供
- ③金融機関又は保証事業会社の保証
- ④公共工事履行保証証券による保証
- ⑤履行保証保険契約の締結

## 1 5 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ①前払金 請求できる。ただし、東日本建設業保証株式会社の保証を条件に請負代金額の30%以内の額とする(金額の万単位未満は切り捨てる。)
- ②竣工払 請負代金額から支払済額を差し引いた金額を支払う。

## 1 6 入札の無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格確定通知書を交付された者であっても、入札を執行する日までに指名停止の措置を受けた者がした入札は無効とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格がない者がした入札
- ②入札について不正の行為があった入札
- ③入札書の記載が不明確なもの又は記名押印のない入札
- ④同一人が同一事項に対して入札書を2通以上提出した入札
- ⑤その他入札条件に違反した入札

#### 1.7 その他

(1) 入札をした者は、入札後この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(2) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術員を当該工事の現場に配置させる。

(3) 落札者は、指名停止期間中の有資格業者に工事の一部を下請けさせてはならない。

(4) 申請書及び資料は、A4判で作成すること。

(5) その他不明な点は、次に照会すること。

坂東市企画部管財課（電話番号 0297（35）2121 内線1242）

（ダイヤル 0297（36）1567 音声案内1242）